

<【オリックス・フラット35】諸費用金額等明細表>

- ◎ 本書面は**不動産会社・建築会社さま**がご記入のうえ、フラット35申込関係書類と同時に提出ください。
- ◎ **融資のご契約までに**、所定の確認書類をご提出いただきます。ご提出いただけない場合や金額が異なる場合は、フラット35のご融資ができない場合がございますので予めご了承ください。

お申込人名	様		
お取扱会社名			
ご担当者名		ご担当者印	
TEL		印	

▼オリックス・クレジット記入欄

諸費用項目	確認書類	諸費用金額(税込)	確定金額
(1) 新築住宅の外構工事の費用		円	円
(2) 設計費用、工事監理費用〔住宅建設/リフォーム一体型のみ〕		円	円
(3) 敷地の測量、整地、境界確定、造成、地盤(地質)調査、地盤改良のための費用		円	円
(4) 敷地内の既存家屋等の取壊し、除却の費用		円	円
(5) 住宅への据付け工事を伴う家具を購入する費用		円	円
(6) 新築住宅の屋根、外壁、住宅用カーポートに固定して設置される太陽光発電設備の設置費用		円	円
(7) 新築住宅の内装変更、設備設置のための工事費用(オプション工事費用等)		円	円
(8) 水道負担金等(上下水道、浄化総設置費用を含む。) ※1		円	円
(9) 太陽光発電設備の工事費負担金(電力会社が設備の新設や改修工事が必要とする場合に、申込みご本人に対して請求する費用をいいます。)〔住宅建設/新築購入/リフォーム一体型のみ〕	(a) 申込人が請求先に直接支払う場合	円	円
(10) 建築確認・中間検査・完了検査申請費用〔住宅建設のみ〕		円	円
(11) 建築確認等に関連する各種申請費用 ※2	申込みご本人が直接申請先へ支払ったことが確認できる申請書、領収書、請求書など	円	円
(12) 適合証明検査費用		円	円
(13) 住宅性能評価検査費用		円	円
(14) 長期優良住宅認定関係費用 ※3	(b) 事業者が支払いを代行した場合	円	円
(15) 認定低炭素住宅の認定関係費用 ※4		円	円
(16) 建築物省エネ法に基づく評価または認定に係る費用	当該費用に係る金額が記載された売買契約書、工事請負契約書、注文書・注文請書	円	円
(17) 既存住宅売買瑕疵保険付保に係る費用〔中古住宅購入/リフォーム一体型のみ〕		円	円
(18) ホームインスペクション(住宅診断)、耐震診断に係る費用		円	円
(19) リフォーム瑕疵保険の付保に係る費用〔リフォーム一体型のみ〕		円	円
(20) 仲介手数料	契約書、請求書または領収書	円	円
(21) マンション修繕積立基金(引渡時一括分に限る。)		円	円
(22) マンション管理準備金(引渡時一括分に限る。)	重要事項説明書、資金計画書	円	円
(23) 融資手数料 ※5		円	円
(24) つなぎローンの金利	-	円	円
(25) 金銭消費貸借契約証書に貼付した印紙代(お客さま負担分) ※5		円	円
(26) 請負(売買)契約書に貼付した印紙代(お客さま負担分)	請負(売買)契約書	円	円
(27) 火災保険料(積立型火災保険商品※6に係るものを除く。)、地震保険料	保険会社が発行した見積書	円	円
(28) 司法書士報酬または土地家屋調査士報酬(登記に係る費用)	司法書士または土地家屋調査士が発行する見積書	円	円
(29) 登録免許税		円	円
(30)		円	円
諸費用金額合計		円	円

※1 支払日が借入申込日の前々年度の4月1日(平成31年度の借入申込みの場合、平成29年4月1日)以後のものに限ります。

※2 各種申請費用とは、以下の費用を指します。

●浄化槽申請手数料	●土地区画整理法第76条申請手数料	●市街化調整区域申請手数料	●都市計画法第53条申請手数料
●都市計画法工作物申請手数料	●風致地区申請手数料	●中高層申請手数料	●狭あい道路申請手数料
●文化財保護法申請手数料	●開発行為(都市計画法第29条)申請手数料	●農地転用申請手数料 (行政書士報酬等の手続き費用を含む)	●ホームエレベーター申請手数料
●水路占用許可申請手数料	●沿岸掘削申請手数料	●建築基準法第43条1項但し書き道路申請手数料	●宅地造成等規制法許可申請書
●河川占用許可申請手数料	●急傾斜崩壊危機区域申請手数料	●構造計算適合性判定手数料	

※3 長期優良住宅の認定に係る費用で、登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※4 認定低炭素住宅の認定に係る費用で、登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※5 フラット35以外の借入(プロパーローン等。ただし、つなぎローン、フラット35ONEを除く)に係るものはフラット35の融資対象とすることはできません。

※6 満期時に一定の金銭(満期返戻金など名称は問いません。)を受け取ることができる特約(オプション)のついた商品をおいいます。